

# 岐阜県バスケットボール協会 表彰規定

第1条 この規定は細則第22条により定める。

第2条 本協会は功労者及び優秀チーム・選手に対し、その栄誉を称え第3条から第7条に定める表彰を行う。

第3条 役員功労者賞

本協会の役員又は種別団体及び関連団体の役員を15年以上歴任し、その功績が顕著と認められた者。

第4条 特別表彰

- 一 全国大会において準決勝進出チームの選手・役員
- 二 全国大会に連続10年出場したチーム
- 三 東海大会において優勝したチーム
- 四 全国大会で優秀選手に選ばれた者
- 五 日本チームとして国際大会に出場した者
- 六 本協会に対し特別に功績のあった者

第5条 優秀チーム賞

1. 下記の岐阜県大会において3年連続優勝したチーム

- |              |             |
|--------------|-------------|
| ① 総合選手権大会    | ② 春季一般選手権大会 |
| ③ クラブ選手権大会   | ④ 学生選手権大会   |
| ⑤ 高等学校総合体育大会 | ⑥ 高等学校選抜大会  |
| ⑦ 中学校総合体育大会  | ⑧ 中学校選抜大会   |
| ⑨ 小学校選手権大会   |             |

2. 上記9項以外の県大会において5年連続優勝したチーム

第6条 優秀指導者賞

永年にわたり選手の指導に功績のあった者

第7条 優秀選手賞

- 一 各種別部門で年間の優秀選手として推薦された者
- 二 本県出身者で、大学・実業団で活躍した者

第8条 被表彰者は常任理事会の推薦により、会長がこれを承認する。

第9条 表彰は原則として毎年1回、評議員会において行う。ただし、必要に

応じて常任理事会の議を経て、随時行うことができる。

第10条 表彰の方法はそのつど常任理事会で決定する。

第11条 必要に応じて表彰委員会を設けることができる。

第12条 総務委員会は、毎年度末に対象者の調査を行い、常任理事会に推薦する。又、表彰者名簿を作成し、その管理をする。

付 則

本規定は昭和56年4月1日より実施する。

本規定は昭和61年4月1日より改正実施する。

本規定は平成4年4月1日より改正実施する。

本規定は平成18年4月1日より改正実施する。